第５４号議案

八王子市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の
基準に関する条例の一部を改正する条例設定について

八王子市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり設定するものとする。

平成３０年２月２６日

提出者　　八王子市長　石　森　孝　志

八王子市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

八王子市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成２６年八王子市条例第６４号）の一部を次のように改正する。

改　正　後	改　正　前
（指定介護療養施設サービスの取扱方針） 第２１条　（略） ２～５　（略） **６　指定介護療養型医療施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。** **⑴　身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を３月に１回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。** **⑵　身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。** **⑶　介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。** **７**　（略）	（指定介護療養施設サービスの取扱方針） 第２１条　（略） ２～５　（略） **６**　（略）
（指定介護療養施設サービスの取扱方針） 第４６条　（略）	（指定介護療養施設サービスの取扱方針） 第４６条　（略）

２～７　（略） ８　ユニット型指定介護療養型医療施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。 ⑴　身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を３月に１回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。 ⑵　身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。 ⑶　介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。 ９　（略）	２～７　（略） ８　（略）
附　則	附　則 （一部ユニット型指定介護療養型医療施設に係る経過措置） ３　平成１７年１０月１日以前に旧法第４８条第１項第３号の規定による指定を受けている介護療養型医療施設（同日において建築中のものであって同日後に同号の規定による指定を受けたものを含む。以下「平成１７年前指定介護療養型医療施設」という。）であって、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成２３年厚生労働省令第１０６号）による改正前の指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（以下「指定介護療養型医療施設旧基準」という。）第５１条に規定する一部ユニット型指定介護療養型医療施設であるもの（平成２３年９月１日において改修、改築又は増築中の平成１７年前指定介護療養型医療施設（第４０条に規定するユニット型指定介護療養型医療施設を除く。）であって、同日後に指定介護療養型医療施設旧基準第５１条に規定する一部ユニット型指定介護療養型医療施設に該当することとなるものを含む。以下「一部ユニット型指定介護療養型医療施設」という。）については、同日以降最初の指定の更新までの間は、次項から第１４項までの規定によることができる。 ４　一部ユニット型指定介護療養型医療施設の基本方針は、各ユニットで入院患者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる部分（以下「ユニット部分」という。）にあっては第４１条に、それ以外の

	部分にあっては第３条に定めるところによる。 ５　一部ユニット型指定介護療養型医療施設の設備は、ユニット部分にあっては第４２条及び第４３条に、それ以外の部分にあっては第５条及び第６条に定めるところによる。ただし、機能訓練室、生活機能回復訓練室及び浴室については、ユニット部分の入院患者及びそれ以外の部分の入院患者へのサービスの提供に支障がないときは、それぞれ一の設備をもって、ユニット部分及びそれ以外の部分に共通の設備とすることができる。 ６　一部ユニット型指定介護療養型医療施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。 ⑴　施設の目的及び運営の方針 ⑵　従業者の職種、員数及び職務の内容 ⑶　ユニット部分の入院患者の定員及びそれ以外の部分の入院患者の定員 ⑷　ユニット部分のユニットの数及び各ユニットの入院患者の定員 ⑸　ユニット部分の入院患者に対する指定介護療養施設サービスの内容及び利用料その他の費用の額 ⑹　ユニット部分以外の部分の入院患者に対する指定介護療養施設サービスの内容及び利用料その他の費用の額 ⑺　施設の利用に当たっての留意事項 ⑻　非常災害対策 ⑼　その他施設の運営に関する重要事項 ７　一部ユニット型指定介護療養型医療施設の勤務体制の確保等は、ユニット部分にあっては第４５条に、それ以外の部分にあっては第１１条に定めるところによる。 ８　一部ユニット型指定介護療養型医療施設の利用料等の受領は、ユニット部分にあっては第５１条において準用する第１９条に、それ以外の部分にあっては第１９条に定めるところによる。 ９　一部ユニット型指定介護療養型医療施設の指定介護療養施設サービスの取扱方針は、ユニット部分にあっては第４６条に、それ以外の部分にあっては第２１条に定めるところによる。 １０　一部ユニット型指定介護療養型医療施設の看護及び医学的管理の下における介護は、ユニット部分にあっては第４７条に、それ以外の部分にあっては第２４条に定め

	るところによる。 １１　一部ユニット型指定介護療養型医療施設の食事は、ユニット部分にあっては第４８条に、それ以外の部分にあっては第２５条に定めるところによる。 １２　一部ユニット型指定介護療養型医療施設のその他のサービスの提供は、ユニット部分にあっては第４９条に、それ以外の部分にあっては第２６条に定めるところによる。 １３　一部ユニット型指定介護療養型医療施設の定員の遵守は、ユニット部分にあっては第５０条に、それ以外の部分にあっては第２８条に定めるところによる。 １４　第７条から第９条まで、第１２条から第１８条まで、第２０条、第２２条、第２３条、第２７条及び第２９条から第３９条までの規定は、一部ユニット型指定介護療養型医療施設について準用する。この場合において、第８条第３項中「この章」とあるのは「附則第６項から第１４項まで」と、第９条第１項第３号中「第３４条第２項」とあるのは「附則第１４項において準用する第３４条第２項」と、「第３６条第２項」とあるのは「附則第１４項において準用する第３６条第２項」と、第１３条第１項中「運営規程」とあるのは「附則第６項に規定する重要事項に関する規程」と、第３９条第２項第２号中「第１８条」とあるのは「附則第１４項において準用する第１８条」と、同項第４号中「第２７条」とあるのは「附則第１４項において準用する第２７条」と、同項第５号中「第３４条第２項」とあるのは「附則第１４項において準用する第３４条第２項」と、同項第６号中「第３６条第２項」とあるのは「附則第１４項において準用する第３６条第２項」と読み替えるものとする。

附　則

この条例は、平成３０年４月１日から施行する。